

環境の保全に関する細目協定
に係る基本方針（案）

平成 21 年 8 月 28 日

千 葉 県

環境の保全に関する細目協定に係る基本方針（案）

1 基本的な考え方

(1) 協定の目標

「環境の保全に関する協定」（基本協定）において定義した大気汚染の防止等公害の未然防止の項目について、排出負荷量等を定めることにより地域の環境保全を推進する。

(2) 対象工場

現行の52社61工場を原則とする。

(3) 協定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

2 環境の保全に関する細目協定の内容

(1) 大気汚染の防止

排出量低減のための対策等は、現行の細目協定どおりとする。

ア 硫黄酸化物

工場ごとに硫黄酸化物の排出総量を定める。

浮遊粒子状物質の環境基準を達成維持するため、二次粒子生成の防止対策として、工場ごとに許容される排出総量の17%削減を継続する。

イ 窒素酸化物

工場ごとの窒素酸化物の排出総量及び施設ごとの排出濃度を定める。

窒素酸化物の県環境目標値を達成維持するため、冬期における排出総量の6%削減を継続する。

ウ ばいじん

工場ごとのばいじんの排出総量及び施設ごとの排出濃度を定める。

エ 粉じん

散水装置等を整備し、粉じんの飛散防止に努める。

オ 有害物質

除去装置の整備を促進することにより、有害物質の排出量低減に努める。

カ 指定物質

指定物質の排出量低減に努める。

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の排出量低減に努める。

ク 低沸点揮発性有機化合物

低沸点揮発性有機化合物の排出量を低減するため、処理装置の設置等の措置を講ずる。(現行の細目協定における炭化水素について、名称を低沸点揮発性有機化合物に変更する。)

ケ 測定等

テレメータで把握する項目以外について、監視体制を強化するため、超過時の報告規定を新たに設ける。

(2) 水質汚濁の防止

各項目の対策等は、現行の細目協定どおりとする。

ア 排水量

排水溝ごとの排水について、排水量を定める。

イ 生活環境項目（化学的酸素要求量、窒素、りん）

排水溝ごとの排水について、各項目の濃度及び汚濁負荷量を定める。

ウ 有害物質等

排水溝ごとの排水について、有害物質の濃度を定める。

エ 温排水等

排水の温度及び色により周辺水産動植物に被害を与えないようにする。

エ 生活排水

高度処理方式を導入する等により、生活排水に係る汚濁負荷量の低減に努める。

オ 水質の測定

排水溝ごとに排水の水質測定を定期的に行う。なお、東京湾の富栄養化防止のため、排水管理の充実を目的として、現行の化学的酸素要求量に加えて窒素及びりんを、自動測定装置により測定を行う対象項目に追加する。

カ 底質の測定

排水口周辺の底質について、毎年度1回有害物質の濃度を測定する。

キ 海域の調査

排水口前面海域の水溫，プランクトン等について，毎年度1回調査を実施する。

(3) 地質汚染の防止

現行の細目協定どおり，定期的な土壤調査を実施する。また，一定規模以上の掘削工事における土壤調査の実施を追加する。

(4) 騒音の防止

現行の細目協定どおり，屋外騒音発生施設ごとに最大音量を定める。

(5) 地盤沈下の防止

現行の細目協定どおり，工場ごとに地下水採取量を定める。

(6) 悪臭の防止

工場内の施設から発生する悪臭について，煙突等の大気排出施設から排出されるもの及び敷地境界等における臭気の基準を定める。(悪臭防止法の規制基準に合わせ，臭気の基準を，現行の細目協定の臭気濃度と同レベルの臭気指数に変更する。)